

議第36号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 体育館の項から第 3 会議室及び第 4 会議室の項までを次のように改める。

体育館	全面使用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	28,800	A	21,600	28,800	21,600	C	52,450	C	40,110	E	110,050	E	83,310				
				F	97,710	F	74,050														
				B	18,510	B	14,400							D	40,110	D	30,850	G	99,760	G	76,110
																		H	87,420	H	66,850
			入場料を徴収する場合	A	92,570	A	70,970	92,570	70,970	C	166,620	C	130,620	E	351,760	E	272,560				
				F	312,680	F	241,710														
				B	63,770	B	49,370							D	127,540	D	99,770	G	322,960	G	250,960
																		H	283,880	H	220,110
		その他	入場料を徴収しない場合	A	308,570	A	236,570	308,570	236,570	C	559,540	C	435,080	E	1,176,680	E	908,220				
				F	1,043,990	F	805,360														
				B	212,910	B	165,600							D	426,850	D	332,220	G	1,081,020	G	837,250
																		H	948,330	H	734,390
			入場料を徴収する場合	A	410,400	A	332,220	410,400	332,220	C	783,770	C	609,940	E	1,604,570	E	1,274,380				
				F	1,418,400	F	1,129,350														
				B	298,280	B	236,570							D	597,600	D	464,910	G	1,492,450	G	1,178,730
																		H	1,306,280	H	1,033,700
半面使用（1時間につき）			3,600		820		3,600		820		5,140		2,050								

野球場（1面1時間につき）								3,390	2,050
野球場兼運動場（1面1時間につき）								2,670	1,020
洋弓場	全 面 使 用	5,140	4,010	7,500	5,760			12,640	9,770
	部分使用（1人1時間につき）	200	150	200	150				
ゲートボール場（1面1時間につき）		510							
クリケットゴルフ場（1面1時間につき）		510							
トレーニングルーム（1人1回につき）		300							
談話室（1人1回につき）		300							
第1会議室及び第2会議室	体育館等と併用する場合	1,330		1,330		2,570		5,230	
	その他	2,570		3,900		5,340		11,810	
第3会議室及び第4会議室	体育館等と併用する場合	720		720		1,330		2,770	
	その他	1,330		2,050		2,570		5,950	

別表第2備考6中「額と」を「額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）と」に、同備考7中「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」を加え、同備考8中「つど」を「都度」に改める。

別表第3備考以外の部分中

円	円	円	円
8,000	6,000	12,000	9,000
26,000	21,000	38,000	30,000
90,000	69,000	129,000	100,000
122,000	98,000	181,000	141,000
2,200	1,700		
500		800	
1,000		1,500	

を

200	400
500	800

8,220	6,170	12,340	9,250
26,740	21,600	39,080	30,850
92,570	70,970	132,680	102,850
125,480	100,800	186,170	145,020
2,260	1,740		
510	820		
1,020	1,540		
200	410		
510	820		

に改める。

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,000」を「1,020」に、同表立ち売り又は行商の項中「2,220」を「2,260」に改める。

第2条 京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「又は構内地を使用しようとする者」を「(構内地を含む。以下同じ。)を利用しようとするもの」に改める。

第6条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「運動公園の施設の使用」を「利用」に、「受けた者」を「受けたもの」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第5項を削り、同条第4項各号列記以外の部分

中「部分使用」を「部分利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「運動公園の」を削り、「の使用者」を「に係る利用料金」に、「別に定める使用料を納入しなければならない」を「, 指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおり」を「額の範囲内において, 指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金（構内地に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第6条第6項中「使用者」を「利用者」に、「又はガス」を「, ガス又は水道」に、「使用した場合は」を「利用したときは, 指定管理者に対し」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第1項中「使用者は, 使用しよう」を「利用者は, 利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(利用料金の還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考1中「部分使用」を「部分利用」に改め、同備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用す

る」に改め、同備考4中「使用した」を「利用した」に改め、同備考6中「使用者」を「利用者」に改め、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「使用する」を「利用する」に改め、同備考7中「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考8中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に改める。

別表第3備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第4中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市横大路運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市横大路運動公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の京都市横大路運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、第2条の規定の施行の際許可又は不許

可の処分を受けていないものは、同条の規定による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 5 第2条の規定の施行の日前に改正前の条例第7条第1項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第9条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図るとともに、京都市横大路運動公園の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める必要があるので提案する。